

Chapter 9 有形固定資産の会計 JPN Comparison

【JPN Comparison 9-1】日本の有形固定資産の会計基準

日本では、**企業会計基準委員会(ASBJ)**によって有形固定資産の会計基準は公表されていない。有形固定資産に関しては、**企業会計審議会**による**企業会計原則**が貸借対照表における評価に関して規定している他、**連続意見書**第三『有形固定資産の減価償却について』がある。

日本では、固定資産を、有形固定資産、無形固定資産および投資その他の資産に区分している。有形固定資産の定義は明示的に示されておらず、建物、構築物、機械装置、船舶、車両運搬具、工具器具備品、土地、建設仮勘定等の具体例が示されている¹⁾。

【JPN Comparison 9-2】日本の有形固定資産の取得原価

日本では、有形固定資産の取得原価は、以下のような取得の形態別に定められている²⁾。

- ① 購入：購入代価に買入手数料、運送費、荷役費、据付費、試運転費等の付随費用を加えた額を取得原価とする。
- ② 自家建設：適正な原価計算基準に従って製造原価を取得原価とする。
- ③ 現物出資：株式を発行しその対価として固定資産を受け入れた場合には、出資者に対して交付された株式の発行価額を取得原価とする。
- ④ 交換：交換に供された自己資産の適正な簿価を取得原価とする。また、自己所有の株式ないし社債等と固定資産を交換した場合には、当該有価証券の時価または適正な簿価を取得原価とする。
- ⑤ 贈与：時価等を基準として公正に評価した額を取得原価とする。

¹⁾ 企業会計審議会，1982，『企業会計原則』第三の四（一）B。

²⁾ 企業会計審議会，1960，連続意見書第三『有形固定資産の減価償却について』第四。

【JPN Comparison 9-3】日本の有形固定資産の減価償却

日本では、有形固定資産の減価償却の方法として、以下のものが認められている³⁾。

- ① 定額法
- ② 定率法
- ③ 級数法
- ④ 生産高比例法

³⁾ 企業会計審議会，1982，前掲原則，注解 注 20。